共済組合給付（短期給付）

第１　退職後の医療保険制度

公立学校共済組合員の方が退職されますと、その翌日から組合員の資格を喪失し、共済組合の組合員証を使用しての医療給付は受けられなくなります。したがって、退職後の医療給付等を受けるためには、新たに次のいずれかの保険に加入する必要があります。

どの保険に加入するかは、一人ひとりの諸条件により異なりますが、掛金及び給付内容等を十分理解して決めていただくことになります。

なお、退職後の医療給付を補填するものとして、教職員互助会退職互助部の特別会員の場合には、療養補助金給付制度があります。

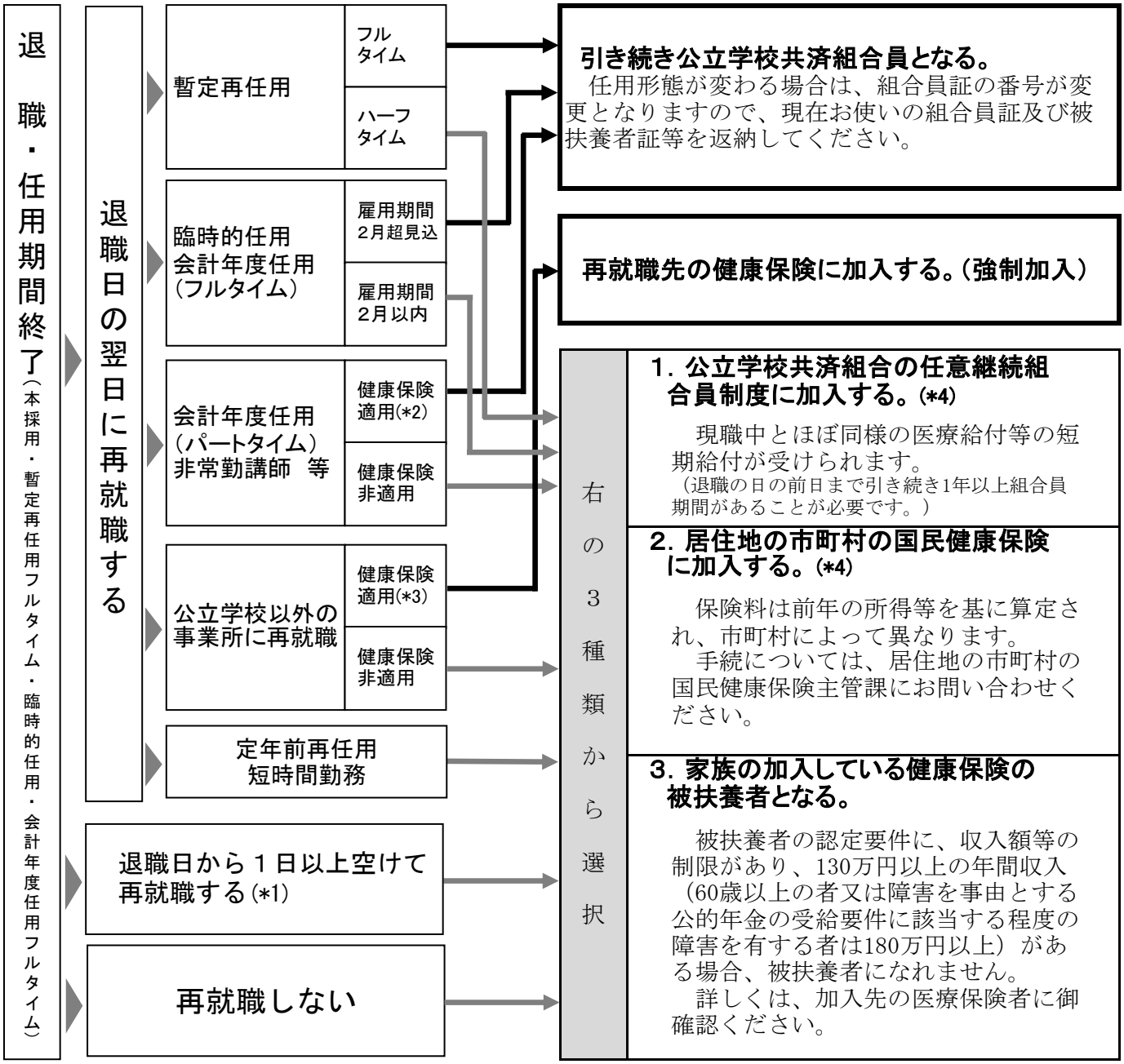

（参考）医療費の自己負担割合は、どの保険も同じです。

*1　数日の間（空白期間）をおいて、再度、公立学校共済組合適用の任用形態で任用される場合で、任命権者において「任用が事実上継続している」と判断される場合には、「退職日の翌日に再就職する」に該当し、組合員期間が引き続きます。

*2　適用条件：①週の所定労働時間20時間以上 ②報酬月額8.8万円以上 ③勤務期間２か月超見込み

*3　適用条件：事業所の規模、勤務条件により異なります。詳しくは、再就職先の事業所にお問い合わせください。

*4　任意継続と国民健康保険は保険料の算出方法が異なります。一般的に、退職前の所得が高い場合、退職直後の１年目は、国民健康保険料の方が高くなります。

第２　短期組合員の退職に伴う手続

短期組合員（臨時的任用、会計年度任用職員（フルタイム1年目・パートタイム）等）が退職する場合は、**「短期組合員退職届書」(P45)の提出が必要**です。退職日が確定し次第、ご提出ください。

※資格喪失証明書が必要な場合は、退職日（任用期間終了日）が分かる辞令の写しを添付してください。
※退職後、引き続き公立学校共済組合員（任意継続組合員を除く。）になる場合は、提出不要です。
※一般組合員（本採用、暫定再任用フルタイム、会計年度任用職員（フルタイム2年目以降））の退職に伴う手続については、長期給付の案内（P28-1～P28-5）をご覧ください。

第３　医療給付（任意継続組合員となる場合）

任意継続組合員及びその被扶養者が医療機関等にかかるとき、医療費の3割を窓口で負担することとなりますが、1か月の個人ごと病院ごとの自己負担額（以下「自己負担額」という。）が一定の額を超えると、その超えた分が、共済組合から給付されます。
また、教職員互助会の退職互助部特別会員及び配偶者会員になられた場合は、さらに教職員互助会からも給付を受けることができます。

▶ 高額療養費

自己負担額が**自己負担限度額（*1）を超えている場合**、その超えた分が高額療養費として共済組合から給付されます。

高額療養費 ＝ 自己負担額 － (自己負担限度額)

*1　自己負担限度額は、掛金の算定の基礎となる標準報酬月額により異なります。(P34参照)

▶ 一部負担金払戻金等

自己負担額（高額療養費が支給される場合はその額を控除した額）が**25,000円を超えている場合**、その超えた分が一部負担金払戻金（被扶養者の療養については家族療養費附加金）として共済組合から給付されます。

一部負担金払戻金 ＝ 自己負担額 － 高額療養費 － 25,000円 （百円未満切捨て）

▶ 療養補助金（教職員互助会の退職互助部特別会員及び配偶者会員になる場合）

自己負担額（高額療養費及び一部負担金払戻金等が給付される場合は、それらの額を控除した額）から、2,000円を控除し、80%を乗じた額が療養補助金(*2)として互助会から給付されます。

療養補助金 ＝ [自己負担額 － 高額療養費 － 一部負担金払戻金 － 2,000円] ×80%

（百円未満切捨て）

*2　補助額については、互助会の財政状況に応じて見直されることがあります。

給付金の振り込みについて

これらの給付金は、現職中と同様に、医療機関から共済組合に提出される診療報酬明細書（レセプト）に基づいて計算し、共済組合からは任意継続組合員申出書に記入された口座へ、互助会からは退職互助部特別会員異動届に記入された口座に振り込みます。（自動給付のため、申請書等を提出する必要はありません。ただし、任意継続組合員ではない場合は、この限りではありません。）

例1　任意継続組合員(かつ退職互助部特別会員)がA病院で受診、1か月の医療費が50万円かかった場合

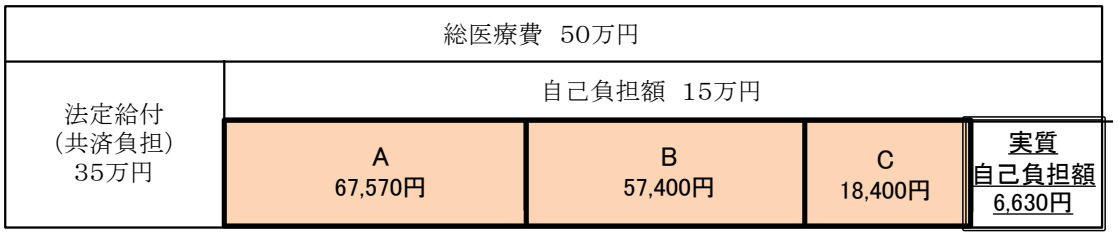

〈計算方法〉

A：高額療養費　67,570円（共済組合給付）＝ 自己負担額　15万円 － (80,100+(500,000円-267,000円)×1%)（自己負担限度額(*1)）

B：一部負担金払戻金　57,400円（共済組合給付）＝ (自己負担額　15万円 － 高額療養費　67,570円) － 25,000円（百円未満切捨て）

C：療養補助金　18,400円（互助会給付)(*2)）＝ (自己負担額 15万円 － 高額療養費 67,570円 － 一部負担金払戻金 57,400円 － 2,000円) × 80%（百円未満切捨て）

例2　任意継続組合員(かつ退職互助部特別会員)がB病院で受診、1か月の医療費が10万円かかった場合

〈計算方法〉

B：一部負担金払戻金　5,000円（共済組合給付）＝ 自己負担額　3万円 － 25,000円（百円未満切捨て）

C：療養補助金　18,400円（互助会給付)(*2)）＝ (自己負担額　3万円 － 一部負担金払戻金　5,000円 － 2,000円) × 80%（百円未満切捨て）

□ の金額が口座に振り込まれます。

*1　掛金の算定の基礎となる標準報酬月額が、28万円以上53万円未満の場合の例です。
各標準報酬月額における自己負担限度額の計算方法は下表のとおりです。

標準報酬月額	自己負担限度額
83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×１％
53万円以上83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×１％
28万円以上53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×１％
28万円未満	57,600円
低所得者(市町村民税非課税の方)(*3)	35,400円

*2　教職員互助会の退職互助部特別会員になられた場合に給付されます。
*3　該当する場合は、共済組合へ申請が必要となりますので、詳しくは共済組合までお問い合わせください。

※健康保険が適用されない費用は給付の対象外となります。

第４　任意継続組合員制度

（１）任意継続組合員制度の概要

公立学校共済組合における任意継続組合員制度は、退職後も所定の掛金を納めることにより、引き続き共済組合員の資格を得ることができ、医療給付をはじめ、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができる制度です。

（注）再就職し、他の共済組合・健康保険に加入した方が、一定期間経過後退職する場合については、加入していた保険の任意継続被保険者の資格取得の申請をすることができます。

加入資格	退職の日の前日まで引き続き１年以上（退職の日まで引き続き１年と１日以上）組合員であった者で、次に該当する者 ①　他の健康保険に加入しない者 ②　家族の健康保険の被扶養者にならない者
加入期間	退職日の翌日から２年を限度とする期間
申出期限	退職の日から起算して 20 日以内。 ※年度末退職者に限り、事務処理の都合上、締切日を早めています。
掛金の額（月額）	短期任意継続掛金と介護任意継続掛金（40 歳以上 65 歳未満の者が対象）の２つがあり、掛金の額は、「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」×「掛金率」で算定します。 「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」は、次のうち①か②の低い額となります。 ①　退職時の標準報酬月額 ②　前年度９月 30 日現在における全組合員の平均標準報酬月額
払込期限	初めての払込み：退職の日から起算して 20 日以内 ２回目以降の払込み：継続しようとする月の前月末日まで
資格の喪失	次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。 ①　任意継続組合員となった日から起算して２年を経過したとき。 ②　死亡したとき。 ③　再就職し、公立学校共済組合の組合員になるとき。 ④　再就職し、他の健康保険制度に加入したとき。 ⑤　任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出たとき。 （家族の健康保険の被扶養者になる場合や国民健康保険に加入する場合などです。） ⑥　掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。 ※詳しくは、P38 をご覧ください。

本採用職員以外の職員について

任用期間終了後は、公立学校共済組合の資格を喪失しますので、本採用職員と同様の手続が必要となります。（P32 参照）

なお、任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き１年以上（退職の日まで引き続き１年と１日以上）組合員期間があることが必要です。任用形態の変更があった場合でも、引き続く組合員期間は通算されますが、期間が空いている場合は、加入資格にご留意ください。

（２）加入手続について

提出書類	①**「任意継続組合員申出書兼任意継続掛金の預金口座振替申込書」**（P40-1） ②**「公立学校共済組合任意継続掛金の預金口座振替依頼書」**（P41-1） ア　①と②のそれぞれに必要事項を記入し、いずれも銀行で口座番号の確認を受ける。 イ　①は、銀行の確認印を押印してもらい、所属所経由で共済組合に提出する。 ウ　②は、そのまま銀行に提出する。 ③**「被扶養者申告書（任意継続申出時用）」**（P42） 退職日に被扶養者として認定されている家族がいる場合は、継続認定、取消、いずれの場合も提出が必要です。原則として添付書類は不要ですが、継続認定を希望するときは、任意継続組合員加入以後の被扶養者の収入状況など、認定要件を満たしているか十分確認の上、申告してください。<u>また、退職後に組合員の収入より被扶養者でない配偶者の収入の方が多くなる場合は、被扶養者は配偶者に扶養替えする必要がありますので、注意してください。</u>
掛金の払込方法	任意継続組合員申出時に指定された本人の預金口座から掛金が引落しされます。 ① **一括払い**（前納） 1 年分の掛金を一括して引落し。年 4.0%の複利現価率による割引があり、次の 2 種類があります。 【12 月前納】 … 年額＝掛金月額×11.7485020 （3 月の口座引落しで、12 か月分の掛金に割引適用。） 【11 月前納】 … 年額＝掛金月額×1 か月＋掛金月額×10.7869636 （4 月の口座引落しで、11 か月分の掛金に割引適用。） ※申出日及び掛金の引落日が異なります。12 月前納は退職後に再就職しないことが決まっている方のみ申し出てください。 ② **各月払い**（翌月の掛金を当月に払い込む。） 毎月 21 日に翌月分の掛金を引落し。（4 月のみ 4 月分と 5 月分の 2 か月分を引落し。） ※任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過分・過払分の掛金は還付します。

申出の種別	12 月前納	11 月前納	各月
締切日	3 月 4 日	4 月 3 日	4 月 3 日
組合員証等送付日	3 月下旬（所属所）	4 月中旬（自宅）	4 月中旬（自宅）
掛金の引落日	3 月 28 日	4 月 18 日	初回は 4 月 18 日 次回から毎月 21 日（休日の場合は翌営業日）
引落しできる銀行	山口銀行、北九州銀行、西京銀行（各銀行とも普通預金のみ）		
申出の取下げ	「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出した後に申出を取り下げる場合には、「任意継続組合員申出取下書」（P43）を以下の期限までに提出してください。 期限を過ぎた場合には、取下げの手続ではなく、資格喪失の手続を行っていただくことになります。（P38 参照）		
申出の取下げ期限	3 月 11 日	4 月 3 日	4 月 3 日

参考

任意継続掛金額（短期掛金・介護掛金）早見表

※令和６年度の掛金率は現時点で不明のため、令和５年度の掛金率を基に作成した早見表を参考として掲載しています。（令和６年度の掛金率は２月末に所属所へ通知予定です。）

退職時の標準報酬月額		各月払い（月額）		11月前納（年額）		12月前納（年額）	
短期給付の等級	標準報酬の月額	短期掛金	介護掛金	短期掛金	介護掛金	短期掛金	介護掛金
第4級	88,000 円	8,201 円	1,408 円	96,665 円	16,596 円	96,349 円	16,542 円
第5級	98,000 円	9,133 円	1,568 円	107,650 円	18,482 円	107,299 円	18,422 円
第6級	104,000 円	9,692 円	1,664 円	114,239 円	19,614 円	113,866 円	19,550 円
第7級	110,000 円	10,252 円	1,760 円	120,840 円	20,745 円	120,446 円	20,677 円
第8級	118,000 円	10,997 円	1,888 円	129,621 円	22,254 円	129,198 円	22,181 円
第9級	126,000 円	11,743 円	2,016 円	138,414 円	23,763 円	137,963 円	23,685 円
第10級	134,000 円	12,488 円	2,144 円	147,196 円	25,271 円	146,715 円	25,189 円
第11級	142,000 円	13,234 円	2,272 円	155,989 円	26,780 円	155,480 円	26,693 円
第12級	150,000 円	13,980 円	2,400 円	164,782 円	28,289 円	164,244 円	28,196 円
第13級	160,000 円	14,912 円	2,560 円	175,767 円	30,175 円	175,194 円	30,076 円
第14級	170,000 円	15,844 円	2,720 円	186,753 円	32,061 円	186,143 円	31,956 円
第15級	180,000 円	16,776 円	2,880 円	197,738 円	33,946 円	197,093 円	33,836 円
第16級	190,000 円	17,708 円	3,040 円	208,724 円	35,832 円	208,042 円	35,715 円
第17級	200,000 円	18,640 円	3,200 円	219,709 円	37,718 円	218,992 円	37,595 円
第18級	220,000 円	20,504 円	3,520 円	241,680 円	41,490 円	240,891 円	41,355 円
第19級	240,000 円	22,368 円	3,840 円	263,651 円	45,262 円	262,790 円	45,114 円
第20級	260,000 円	24,232 円	4,160 円	285,622 円	49,034 円	284,690 円	48,874 円
第21級	280,000 円	26,096 円	4,480 円	307,593 円	52,806 円	306,589 円	52,633 円
第22級	300,000 円	27,960 円	4,800 円	329,564 円	56,577 円	328,488 円	56,393 円
第23級	320,000 円	29,824 円	5,120 円	351,534 円	60,349 円	350,387 円	60,152 円
第24級	340,000 円	31,688 円	5,440 円	373,505 円	64,121 円	372,287 円	63,912 円
第25級	360,000 円	33,552 円	5,760 円	395,476 円	67,893 円	394,186 円	67,671 円
第26級～	380,000 円	35,416 円	6,080 円	417,447 円	71,665 円	416,085 円	71,431 円

○　退職時の標準報酬月額は、給与支給明細書等で確認してください。

○　令和６年度の掛金の算定基礎となる標準報酬月額の上限：380,000円（全組合員の平均標準報酬月額）

○　令和５年度の掛金率：短期掛金率　93.2/1,000、介護掛金率　16.00/1,000

○　前納すると掛金が割引されます。（年4.0％の複利現価率による割引）

○　40歳未満又は65歳以上の方は、短期掛金のみになります。
なお、65歳以上の方は、お住まいの市町村に介護保険料を納めることになります。

（３）任意継続組合員の資格喪失について

次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。

資格喪失要件	提出書類
①任意継続組合員となった日から起算して**2年を経過**したとき	資格喪失 1 か月前に共済組合から通知文書を送付しますので、それに沿って手続を行ってください
②死亡したとき	個別にご案内しますので、共済組合にご連絡ください。 TEL：083-933-4583
③再就職し、公立学校共済組合の組合員になるとき	**□任意継続組合員資格喪失申出・報告書**(P44-1) **□任意継続掛金還付請求書**(P44-2) (掛金の返還がある場合) **□任意継続組合員証** (被扶養者証を含む) **□新しい保険証の写し**(④の場合)
④再就職し、他の健康保険制度に加入したとき	
⑤任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出たとき ・国民健康保険に加入する場合 ・家族の健康保険の被扶養者となる場合　など **※この場合の**資格喪失日は、**共済組合が申出書を受理した月の翌月初日**です。国民健康保険加入や被扶養者認定手続は、任意継続組合員の資格喪失後となります。	
⑥掛金を期日までに払い込まなかったとき **※掛金の払込期日**は、加入した月の掛金は退職の日から起算して**20日以内**、それ以外の月の掛金は前月末日までとなっています。	

※資格喪失日の属する月の掛金は徴収しません。**ただし、加入した月と同じ月に資格喪失した場合には、その月の掛金は徴収します**。

※任意継続組合員制度加入後に、組合員資格を取得する任用形態で再就職される方へ

公立学校共済組合加入資格のある任用形態で再就職される場合は、上表③に該当しますので、任意継続組合員の資格喪失手続きが必要となります。

また、任用期間終了により、再度、任意継続組合員制度に加入する場合、加入資格に記載のとおり、組合員期間が引き続いて 1 年と 1 日以上あることが必要となります（任意継続組合員制度加入期間は組合員期間には含まれません）。任用期間が短い場合（1 年以下の場合）は、任意継続組合員制度に再加入することはできませんので、ご留意ください。

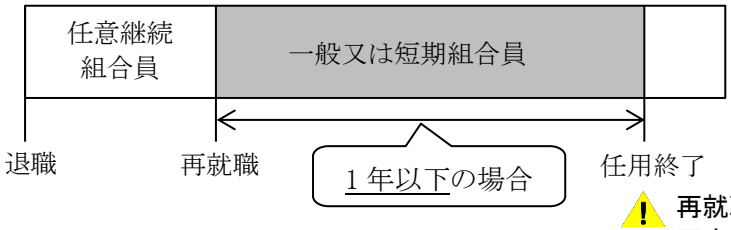

再就職後の組合員期間が 1 年以下のため、再度任意継続組合員にはなれません

（４）任意継続組合員の被扶養者の認定及び取消し

任意継続組合員資格取得後に、新たに被扶養者の認定・取消の事由が生じた場合には、現職中と同様の手続きが必要となります。この場合には、共済組合の被扶養者申告に必要な書類をご案内しますので、速やかに共済組合まで連絡してください。

（５）任意継続組合員の被扶養者の資格確認（検認）

被扶養者の収入状況等を確認するため、毎年 6～7 月頃に、被扶養者の資格確認（検認）を実施しています。

検認では、被扶養者の所得証明書のほか、パート・アルバイトの毎月の給与支払証明書、年金支払通知書の写し、確定申告書の写し等を提出していただきます。

詳細は、別途お知らせする予定です。

（６）任意継続組合員の交通事故等の報告について

退職後、任意継続組合員になった者又はその被扶養者が不幸にして交通事故等に遭い、組合員証を使用して医療機関で治療を受けたい場合には、必ずあらかじめ共済組合に連絡してください。

第５　退職に伴う「国民年金第 3 号被保険者」の届出

組合員が退職されますと、組合員資格の喪失に伴い、被扶養配偶者の「国民年金第 3 号被保険者」としての資格も喪失することになります。

組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の方は、組合員の退職後、次の届出が必要です。

<table>
<tr><th colspan="2">組合員の退職後の医療保険制度
(P32 参照)</th><th>被扶養配偶者の国民年金の届出</th></tr>
<tr><td rowspan="2">引き続き公立学校共済組合員となる</td><td>組合員種別変更なし
(例) 本採用→再任用フルタイム
臨時的任用→会計年度任用</td><td>加入する年金制度に変更はありませんので、届出は必要ありません。</td></tr>
<tr><td>組合員種別変更あり
(例) 本採用→臨時的任用
本採用→会計年度任用
臨時的任用→再任用フルタイム</td><td>加入する年金制度が変更となるため、事業主を通じて種別確認の届出を行ってください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">再就職先の健康保険に加入する</td><td>再就職先を通じて、被扶養者の認定手続を行う際に第 3 号の確認の届出を行ってください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・任意継続組合員制度に加入する
・国民健康保険に加入する</td><td>市町村の窓口で配偶者自身が第 3 号から第 1 号への種別変更の届出を行ってください。

〔持参するもの〕
組合員の退職日がわかるもの、年金手帳、印鑑</td></tr>
</table>

任意継続組合員申出書 兼
任意継続掛金の預金口座振替申込書

任意継続組合員証番号 ※							
資格取得日※	令和	年	月	日			

所属機関受付印	

組合員証番号						

フリガナ					
氏名					
生年月日	昭和 平成　年　月　日	年齢	歳	性別	男・女
退職後の住所	〒　－ 電話:(自宅)　－　－　(携帯)　－　－				
退職年月日	令和　年　月　日				
組合員期間	年　か月				
退職時の標準報酬の月額	円	掛金の基礎となる標準報酬の月額 ※	円		

掛金の払込方法 (希望する方を○で囲んでください。)	1 一括払い(　か月前納)	振替日	※年度末退職の場合 3月28日(12か月前納)又は4月18日(11か月前納)
	2 各月払い		毎月21日、4月は4月18日

掛金の振替口座	銀行名	本支店名	種別	口座番号
	銀行		普通	

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。
なお、掛金は預金口座振替により支払いますので、請求書は上記の金融機関へ送付してください。

公立学校共済組合山口支部長　様

令和　年　月　日

申出者氏名

(銀行届出印)

印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　年　月　日

所在地
所属機関の長　名称
職・氏名
(電話　－　－　)

1 ※欄は記入しないでください。
2 掛金の振替口座は、山口銀行、北九州銀行、西京銀行のいずれかの銀行口座を指定し、銀行窓口で口座等の確認を受け、確認印を押してもらってください。
3 「預金口座振替依頼書」は銀行へ提出してください。
4 退職の日から起算して20日以内に提出してください。
5 振替日は、銀行の都合により、前営業日又は前々営業日になる場合もあります。

金融機関確認欄			
確認事項	・銀行名 ・店舗名 ・口座番号 ・届出印 ・「預金口座振替依頼書」の受領	確認印	印

銀行提示(確認印押印)後、共済組合提出

〔記入例1〕

任意継続組合員申出書 兼
任意継続掛金の預金口座振替申込書

任意継続組合員証番号 ※							
資格取得日※	令和		年		月		日

日付は、実際の受付日を記入してください。
本人申出日等も同様です。

所属機関受付印：△小学校 △受 ○.○.○ 第 付 号

組合員証番号	0	1	2	3	4	5					
フリガナ	ヤマグチ イチロウ										
氏名	山口 一郎										
生年月日	昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日						年齢	60 歳	性別	(男) ・ 女	
退職後の住所	〒 753－0000 山口市○○町1番2号 電話:(自宅) 083 － 922 － 1234 (携帯) 090 － 1234 － 5678										
退職年月日	令和 ○ 年 3 月 31 日										
組合員期間	○ 年 ○ か月										
退職時の標準報酬の月額	470,000 円						掛金の基礎となる				円
掛金の払込方法 (希望する方を○で囲んでください。)	(1) 一括払い(12 か月前納)						振替日	※年度末退職の場合 3月28日(12か月前納)又は4月18日(11か月前納)			
	2 各月払い							毎月21日、4月は4月18日			
掛金の振替口座	銀行名						種別	口座番号			
	○ ○ 銀行						普通	0	0	5	4	3	2	1

退職時の年齢を記入してください。

退職後の住所・連絡先を記入してください。

引き続く他共済の公務員期間がある場合には、その期間も通算して記入してください。

退職時の標準報酬月額を記入してください。

一括払いを希望する場合は、12か月前納または11か月前納を記入してください。

山口銀行・北九州銀行・西京銀行のいずれかに限ります。

地方公務員等共済 項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。
なお、掛金は預金 ので、請求書は上記の金融機関へ送付してください。

公立学校共済組合山口支部長 様

令 和 年 月 日

預金通帳と同じものを押印してください。

(銀行届出印)

申出者氏名 山口 一郎 印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令 和 年 月 日

所在地 山口市大手町3－15
所属機関の長 名 称 山口市立△△小学校
職・氏名 校長 甲野 乙郎

(電話 083 － 922 － 4321)

1 ※欄は記入しないでください。
2 掛金の振替口座は、山口銀行、北九州銀行、西京銀行のいずれかの銀行口座を指定し、銀行窓口で口座等の確認を受け、確認印を押してもらってください。
3 「預金口座振替依頼書」は銀行へ提出してください。
4 退職の日から起算して20日以内に提出してください。
5 振替日は、銀行の都合により、前営業日又は前々営業日になる場合もあります。

金融機関確			
確認事項	・銀行名 ・店舗名 ・口座番号 ・届出印 ・「預金口座振替依頼書」の受領	確認印	印

銀行で確認印を押してもらってください。

銀行提示(確認印押印)後、共済組合提出

公立学校共済組合任意継続掛金の
預金口座振替依頼書

任意継続掛金を預金口座振替により支払うことにしたいので、下記事項確認のうえ依頼します。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 銀行　御中

<table>
<tr><td colspan="2">種　　類</td><td colspan="4">任意継続掛金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">依頼人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">（銀行届出印）</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2">（自署）</td><td colspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>退職後の住所</td><td colspan="4">〒　　－
（電話　　－　　－　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">掛金の払込方法
（希望する方を○で囲んでください。）</td><td>１　一括払い</td><td rowspan="2">振替日</td><td colspan="2">※年度末退職の場合
3月28日（12か月前納）又は 4月18日（11か月前納）</td></tr>
<tr><td>２　各月払い</td><td colspan="2">毎月21日、4月は4月18日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">掛金の振替口座</td><td colspan="2">銀行名</td><td colspan="2">本支店名</td><td>種別</td><td>口座番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">銀行</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">普通</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※</td><td colspan="2">※</td></tr>
</table>

記

1　任意継続掛金について、貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく私の預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
　なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。

2　預金の引落しに当たっては、預金規定にかかわらず、預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。また、この支払いに当たっては、領収書の発行等は省略されても差し支えありません。

3　預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。

4　貴行の都合により、振替日の前営業日又は前々営業日に預金口座から引き落されても差し支えありません。

5　この契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。

6　この預金口座振替について、仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行にはご迷惑をかけません。

連絡先:山口市滝町1－1　公立学校共済組合山口支部　経理班（電話083-933-4570）

銀行提出

〔記入例2〕

前頁の「任意継続組合員申出書」と一緒に銀行に持参し、銀行に提出してください。

公立学校共済組合任意継続掛金の預金口座振替依頼書

任意継続掛金を預金口座振替により支払うことにしたいので、下記事項確認のうえ依頼します。

○　○　　銀行　御中

預金通帳と同じものを押印してください。

自署してください。

種類		任意継続掛金	
依頼人	フリガナ	ヤマグチ　イチロウ	(銀行届出印)
	氏名	(自署)　山口　一郎	印
	退職後の住所	〒753-0000 山口市○○町1番2号 (電話　083　－　922　－　1234　)	
掛金の払込方法 (希望する方を○で囲んでください。)		① 一括払い	振替日　3月28日(12か月前納)又は4月18日(11か月前納)
		2 各月払い	毎月21日、4月は4月18日

掛金の振替口座	銀行名	本支店名	種別	口座番号
	○　○　銀行	×　×	普通	0 0 5 4 3 2 1

記

1　任意継続掛金について、貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく私の預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
　なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。

2　預金の引落しに当たっては、預金規定にかかわらず、預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。また、この支払いに当たっては、領収書の発行等は省略されても差し支えありません。

3　預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。

4　貴行の都合により、振替日の前営業日又は前々営業日に預金口座から引き落されても差し支えありません。

5　この契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。

6　この預金口座振替について、仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行にはご迷惑をかけません。

連絡先:山口市滝町1－1　公立学校共済組合山口支部　経理班　(電話083-933-4570)

銀行提出

被扶養者申告書（任意継続申出時用）

組合員証記号番号	公立山口		※ 任意継続組合員証番号		所属機関受付印	
組合員氏名			所属所名（学校名等）			
生年月日	年　月　日					

区分	認定（取消）を受けようとする者の氏名 （上段フリガナ）	性別	続柄	生年月日	※判定年月日	職業	年間所得推計額	現住所	扶養手当受給の有無	給与事務担当者確認欄	被扶養者の要件を備え又は欠くに至った理由
認定・取消		1.男 2.女		3.昭 4.平 5.令						□	
認定・取消		1.男 2.女		3.昭 4.平 5.令						□	
認定・取消		1.男 2.女		3.昭 4.平 5.令						□	

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合山口支部長　様

令和　　年　　月　　日

申告者　〒　　－
住　所
氏　名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

所属機関の長　〒　　－
所在地
名　称
職・氏名
（電話　　－　　－　　）

1 「年間所得推計額」欄には、その者の恒常的な収入として向こう一年間の勤労所得、資産所得、事業所得、その他の所得の推計額を記入してください。
2 「扶養手当受給の有無」欄は、退職時の受給状況を記入してください。
3 「被扶養者の要件を備え又は欠くに至った理由」欄は、継続して認定を希望する場合は「継続認定」、取り消す場合は「就職、扶養替え」などと記入してください。
4 ※印欄は記入しないでください。

任 意 継 続 組 合 員 申 出 取 下 書

組合員証記号番号	公 立 山 口
組合員氏名	
取り下げの理由 （該当項目に〇をつけてください）	・ 他の健康保険制度に加入することとなったため ・ 公立学校共済組合の組合員になることとなったため ・ 家族の被扶養者となるため ・ その他（　　）

先に提出した任意継続組合員申出書について、上記の理由により、取り下げます。

公立学校共済組合山口支部長　様

令和　　年　　月　　日

所属所名

申出者

組合員氏名

※ この取下書は、年度末退職者が、任意継続組合員申出書の提出後、申出を取り下げる場合に提出していただくものです。

取下受付期間：掛金の12か月前納希望者　　3月11日まで（共済組合必着）

掛金の11か月前納及び各月払い希望者　4月3日まで（共済組合必着）

上記期間以降は、任意継続組合員資格喪失の手続を行ってください。

任意継続組合員資格喪失申出･報告書

任意継続組合員証 記　号　番　号	公立山口
フ　リ　ガ　ナ	
氏　　名	
退　職　年　月　日	令　和　　年　　月　　日
任　意　継　続 資格喪失年月日	令　和　　年　　月　　日
資格喪失理由 （該当項目に〇をつけて下さい）	1　再就職し、他の健康保険制度に加入したため 2　再就職し、公立学校共済組合の組合員になるため 3　死亡したため（死亡：令和　　年　　月　　日） 4　任意継続組合員でなくなることを希望するため ・国民健康保険に加入するため ・家族の被扶養者となるため

地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定により、任意継続組合員の資格を喪失しますので、申出・報告します。

公立学校共済組合山口支部長　様

令　和　　年　　月　　日

〒

住所

申出・報告者　　氏名

電話　　（　　）

※交付済の任意継続組合員証等は、資格喪失後、速やかに共済組合にご返納ください。
※資格喪失理由１に該当する場合は、新しく交付された保険証の写しを添付してください。
　新たに他の健康保険制度に加入した日が資格喪失日となります。
※資格喪失理由２に該当する場合は、組合員になることがわかった時点で速やかに当様式を提出してください。資格喪失の手続後に、再就職に係る組合員資格取得の手続を行います。
※資格喪失理由４に該当する場合は、共済組合が申出書を受理した月の翌月の初日が資格喪失日となります。

任意継続掛金還付請求書

<table>
<tr><td>任意継続組合員
であった者の氏名</td><td></td><td>任意継続組合員証
記　号　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>フ　リ　ガ　ナ
還付請求者の
氏　　名</td><td></td><td>任意継続組合員で
あった者との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>※
還付の対象
となる掛金</td><td colspan="3">令和　　年　　月から令和　　年　　月分まで（計　　ヵ月分）</td></tr>
<tr><td>※
還付請求金額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>還　付　請　求
の　理　由
該当する番号・項目を
チェック☑して下さい</td><td colspan="3">□ 1　再就職し、他の健康保険制度に加入したため
□ 2　再就職し、公立学校共済組合の組合員になるため
□ 3　死亡したため（死亡：令和　　年　　月　　日）
□ 4　任意継続組合員でなくなることを希望するため
□・国民健康保険に加入するため
□・家族の被扶養者となるため</td></tr>
<tr><td>資格喪失年月日</td><td colspan="3">令　和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">振込先口座
該当する番号を
チェック☑して下さい</td><td colspan="3">□ 1　振込口座を指定する（振込先口座を記入してください）
銀行名　　支店名　　口座番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 2　マイナンバーカードに登録している公金受取口座への振込みを希望する
（注）マイナンバーカードの「公金受取口座」を登録されていない場合は選択できません。</td></tr>
</table>

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合　　山口　　支部長　様

令　和　　年　　月　　日

〒

住所

還付請求者　　氏名

電話　　（　　）

※　印欄は当支部で記入します。

短期組合員退職届書

令和　　年　　月　　日

公立学校共済組合山口支部長　様

<table>
<tr><td rowspan="2">退職者</td><td>組合員証番号</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">昭和
平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">退職年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>所属所
コード</td><td></td><td>所属所名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">退職後の動静</td><td colspan="2">公立学校共済組合他支部へ転出</td><td colspan="3">有（　　支部）　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">再就職年月日
（他支部へ転出の場合のみ
ご記入ください。）</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格喪失証明書※1の
送付先
（国保等に加入される方）</td><td colspan="3">所属所・自宅（〒　　－　　）・　不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他連絡事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。
所属機関の長　所在地
名称
職・氏名</td></tr>
</table>

※1　**資格喪失証明書は、退職後、国民健康保険や家族の保険（被扶養者）に加入される方に必要となる書類です。**退職日以降、共済組合で退職日が確認でき次第送付しますので、お急ぎの方は、辞令の写しを添付してください。

※FAX送信不可。原本を共済組合まで送付してください。

注意

退職後も引き続き公立学校共済組合山口支部の組合員資格を有する方は届書の提出は不要です。

共済組合記入欄

送付書類　□資格喪失証明書　□宿泊施設特別利用者証　□その他（　　）

第6　退職後のその他の短期給付

共済組合の短期給付のうち、次の給付については、退職後も受けることができます。要件に該当した場合は、請求書の様式を送付しますので速やかに共済組合に連絡してください。

給付の種類	受給要件	給付内容	提出書類
出産費	1 年以上組合員であった者が退職後（任意継続組合員資格喪失後を含む。）6 か月以内に出産した場合に支給します。ただし、退職後出産するまでに他の組合の組合員又は健康保険の被保険者となった場合は該当しません。	500,000 円（定額） ※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は、488,000 円	「出産費等請求書」 「出産費等内払金支払依頼書」 〈添付書類〉 ・出産費明細書 ・直接支払制度に関する合意文書
傷病手当金	1 年以上組合員であった者が退職の際に傷病手当金を受けている場合、継続して支給します。（ただし、任意継続組合員の資格を取得した後に発した傷病は除く。） 勤務することができなくなった日から連続して 3 日を経過して退職した場合にも支給されます。 ※　年金との調整 退職及び障害にかかる年金が支給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差が支給されます。 ※　詳しくは、支部短期給付担当までお問合せください。	・１日につき、傷病手当金支給開始日の属する月の直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22×2/3 ・支給対象日には、土曜日、日曜日は除きます。 ・支給期間は無給となった日から１年６か月が満了するまで。	「傷病手当金請求書」 〈添付書類〉※初回のみ ・診断書(写) ・履歴書(写) ・出勤簿(写)
出産手当金	１年以上組合員であった者が退職したときに出産手当金を受けていたか、受けることができる状況にあった場合は、資格喪失後の出産手当金が受けられます。ただし、任継続組合員となった後に出産手当金の支給要件を満たしたときは除きます。	・１日につき、出産手当金支給開始日の属する月の直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22×2/3 ・支給対象日には、土曜日、日曜日は除きます。 ・支給期間 出産の日（出産日が出産予定日後の場合、出産予定日）以前 42 日後（多胎妊娠の場合 98 日）から出産の日後 56 日までの間	「出産手当金請求書」 〈添付書類〉 ・出産についての医師又は助産師の証明書 ・出産予定日に関する医師又は助産師の意見書 ・多胎妊娠の場合においては、その旨の医師の証明書
埋葬料	組合員であった者が退職後（任意継続組合員資格喪失後を含む。）3 か月以内に死亡したときに支給されます。ただし、退職後死亡するまでに他の組合の組合員又は健康保険の被保険者となった場合は該当しません。	50,000 円（定額）	「埋葬料請求書」 〈添付書類〉 市町村長の発行する埋火葬許可証の写。 ただし、被扶養者でない者が請求する場合は埋葬に要した費用の額の請求明細書、領収書を添付すること。

第7　共済組合に届け出ている給付金受取口座について

退職後又は任意継続組合員の資格喪失後においても、給付金等の支給がある場合がありますので、届出口座は当分の間、解約しないようにしてください。